

## 「幼保小接続カリキュラムコーディネーター」に関する覚書

千葉県こども未来局（以下「甲」という。）と千葉大学教育学部（以下「乙」という。）は、幼保小接続カリキュラムコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の実施に関して、千葉大学教育学部・千葉県こども未来局連絡協議会（平成29年1月5日設置）における協議に基づき、以下のとおり合意したので、本覚書を締結する。

### （コーディネーターの職務）

第1条 コーディネーターは、甲が指定するモデル実施園におけるアプローチカリキュラムの作成、実践及び検証（以下「カリキュラム作成等」という。）に関して、次に掲げる支援を提供するものとする。

- (1) 甲の要請に応じ、モデル実施園を個別に訪問し、必要な助言を行うこと（年3回程度）
- (2) 甲の要請に応じ、モデル実施園が合同で実施する勉強会に参加し、必要な助言を行うこと（年3回以内）
- (3) 甲の要請に応じ、モデル実施園が開催する公開研修会に参加し、必要な助言を行うこと（年3回以内）
- (4) 前3号に掲げる支援及びモデル実施園におけるカリキュラム作成等が円滑に行われるよう、甲に対し意見を述べること（随時）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、甲及び乙がその必要性を認め、コーディネーターの職務とする旨を甲乙間で合意した事項

### （コーディネーターの選任）

第2条 乙は、甲の要請に応じ、所属する教職員の中からコーディネーターを推薦するものとする。

- 2 甲は、適当と認めたときは、前項の規定により推薦を受けた者をコーディネーターに委嘱するものとする。
- 3 前項の委嘱に当たり、甲は、乙との協議に基づき、モデル実施園ごとに担当するコーディネーターを定めるものとする。

### （コーディネーターの任期）

第3条 コーディネーターの任期は、原則として、前条第2項による委嘱を受けた日から当該年度の末日までとする。

### （コーディネーターに対する報酬）

第4条 コーディネーターが第1条第1号から第3号の職務に従事したときは、甲は、そ

の規程に基づき、コーディネーターに対し、報酬を支払うものとする。

(本覚書の効力)

第5条 本覚書の有効期間は、締結の日から2年間とする。

(本覚書の変更等)

第6条 本覚書は、甲乙間の合意により、必要な変更を加え、又は終了することができるものとする。

(協議事項)

第7条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間の協議により解決するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成29年6月6日

甲 千葉市中央区千葉港1-1  
千 葉 市  
こども未来局長 山 田 啓 志

乙 千葉市稲毛区弥生町1-33  
国立大学法人千葉大学  
教育学部長 小 宮 山 伴 与 志